

9月21日(月・祝)は認知症の日(アルツハイマーデー)

岡長寿政策課 ☎(584)5474 FAX(581)0203

令和6年に施行された認知症基本法では、毎年9月21日を「認知症の日」、9月を「認知症月間」と定め、認知症についての関心と理解を深める取り組みを進めることとしています。

本市では、認知症になってからも個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間などとながらながら、希望を持って暮らし続けることができる、活力ある共生社会の実現を推進しています。

認知症啓発イベント

認知症に関する展示コーナーや相談、専門家が考案した脳トレゲームの体験会を行い、認知機能をチェックし、生活習慣のアドバイスをします。お気軽にお越しください。

時 9月30日(水) 午前10時～正午
(相談受付は午前11時30分まで)

所 モリブ 1階 セントラルコート



オレンジライトアップ

認知症への理解促進を目指し、認知症理解の普及啓発のシンボルカラーであるオレンジ色のライトアップを行います。期間中は、オレンジライトが市役所や図書館の玄関・道沿いに植えられた木々を照らします。

時 9月1日(火)～30日(水)の日没～午後9時



認知症関連グッズの展示

グッズ展示のほか、認知症関連図書のコーナーも設置しています。ぜひご覧ください。

- ・市役所 1階 税務課前 時 9月1日(火)～28日(月)
- ・市立図書館 1階 ギャラリー 時 9月4日(金)～28日(月)
- ・市立北部図書館 時 9月1日(火)～28日(月)



ホームページ

※各イベントの情報は、市HPにも掲載しています。



行方不明者の約2割が認知症の疑いがある人

県内で警察署に寄せられる行方不明者の届け出の2割ほどが、認知症の疑いがある人です。現役時代の職場や生まれ育った実家など、どこへ行こうとしているかはさまざまですが、認知症の人の場合は、行きたい気持ちと手段がちぐはぐになってしまっていることがあります。

警察署が行方不明者の届け出を受理すると、まず無線で警察官が情報を共有し、動ける警察官が実際に探します。行方が分からなくなってから届けが出されるまでの時間や行方不明者の体力、気候、時間帯などで発見の難しさが変わります。

GPSや見守りカメラなどが発見の手がかりになる

「行方不明高齢者等SOSネットワーク」に登録しておけば、地域包括支援センターなど協力機関と連携して検索できます。

守山署管内ではこれまでのところ、届け出を受理した認知症の疑いのある行方不明者は、早期に発見されることが多いですが、不明になってから発見されるまで家族の不安はとても大きいと思います。

名前や住所をしっかりとと言える人ばかりではありませんから、GPSや携帯電話を持たせて家族と共有したり、衣服や持ち物の目立たない場所に名前や生年月日を書いておいたり、家族で自衛手段を講じておくと思いいます。また、家に見守りカメラを置いたり、玄関に防犯カメラを設置したりすることで、何時ごろに家を出たのか、どちらへ向かったかなどが分かり、捜索の手がかりになります。

困っている高齢者を見たら声をかける勇気を出して

もう一つ、捜索の大きな助けとなってくれるのが、保護したり通報したりしてくれる市民の皆さんの行動です。市内では、高齢者とふれあう機会が少ない小中学生を対象に、認知症の人と接する知識や体験を学ぶ認知症サポーター養成講座などを実施されています。困っている高齢者を見かけたときだけでなく、「何かがおかしいな」と感じたときにも声をかけるなど行動してみてください。

家族の準備と市民の優しさによって、行方不明になる高齢者や認知症の人が、警察の出番がないくらい早く発見される守山になるといいと思います。

市や警察と情報を共有 認知症の高齢者を守る 家族の自衛と市民の優しさ

滋賀県守山警察署 生活安全課長 中村亮一さん



守山警察署は、高齢者などが行方不明になったとき、早期に発見するため、守山市や関係機関と連携しています。守山警察署 生活安全課長の
中村亮一さんにお話をうかがいました。

認知症などによる行方不明の心配がある高齢者などを支援するために、本市が取り組んでいる 事業です。「行方不明高齢者等SOSネットワーク」に登録しませんか。

行方不明高齢者等SOSネットワーク

認知症などで行方不明の心配がある人の情報を、あらかじめ市と警察署をはじめとする協力機関が共有することで、行方不明になったときに連携して早期発見・保護に努めています。

※認知症などで行方不明となる心配がある人(市内に住所を有し、在宅で生活している65歳以上または若年性認知症の人)

GPS機器購入費等補助

認知症などで行方不明の心配がある高齢者などの位置情報を検索できる機器(GPS)の購入・賃借にかかる初期費用を補助します。

※以下のすべてを満たす人

- ・市内に住所を有し、在宅で生活している
- ・「守山市行方不明高齢者等SOSネットワーク」に登録している 40歳以上

助成金額 購入または賃借にかかる加入料・手数料などの初期費用
(上限額：1万円)
※1人につき1台・1回に限る

守山市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症の高齢者などが、他人にけがをさせるなど法律上の損害賠償責任を負うことになってしまった場合、守山市が加入する保険から1事故につき最大1億円まで補償するものです。保険料は、守山市が全額負担します(個人負担なし)。

※以下のすべてを満たす人

- ・「守山市行方不明高齢者等SOSネットワーク」に登録している
- ・市内に住所を有し、在宅で生活している

申請方法など詳しくは、市HPまたは電話で上記へ。



ホームページ